

## 袋井市都市計画道路再検証方針について

都市計画道路は、都市計画決定の手続きを経て定められた道路で、機能的な都市活動を支えるために必要な都市施設として、これまで本市の発展に大きく寄与してきました。

しかしながら、都市計画道路のなかには、高度経済成長期の人口増加や市街地拡大、交通量増加などを前提として計画され、その後、整備が行われないうちになっているものがあります。また、人口減少社会の到来や新東名高速道路の開通、東日本大震災を教訓とした災害に強いまちづくりへの期待など、本市をとりまく環境は変化しております。

こうしたことから、市では都市計画道路の再検証を行い、検証結果をとりまとめましたので、お知らせします。

### 1 これまでの経過

年度	取組の概要
平成 22 年度	・ 現況の整理
平成 23 年度	・ 検証の流れ及び評価項目等の検討
平成 24 年度	・ 都市計画道路再検証指針（案）作成 ・ 市議会・都市計画審議会・浅羽地区地域審議会、森町袋井インター通り線建設促進期成同盟会、自治連合会会長会議にて、再検証指針案（評価項目等）についての意見聴取 ・ 必要性の検証、配置規模等の検証
平成 25 年度	・ 道路ネットワークの構築と検証 ・ 市議会・都市計画審議会・浅羽地区地域審議会、森町袋井インター通り線建設促進期成同盟会へ再検証方針素案について、意見聴取 ・ パブリックコメントの実施（H25. 12. 20～H26. 1. 20） ・ 住民説明会の開催（5 会場）（H26. 1. 8～10、1. 21. 24） ・ 都市計画審議会への諮問・答申 ・ 市議会への報告

### 2 再検証方針について

#### (1) 全体

		路線数	延長				
都市計画道路		65 路線	89,040m				
再検証対象路線		33 路線	36,500m	再検証対象路線 33 路線 36,500m			
検証結果	存続	19 路線	25,698m	}	存続 70%	変更 12%	廃止 18%
	変更*	6 路線	4,290m				
	廃止*	9 路線	6,512m				

\*（都）広岡村松線は、変更・廃止区間があるため、変更・廃止路線の数をそれぞれ含めています。

## (2) 各路線の方針

No.	番号	名称	区間	結果	備考
1	3.3.3	森町袋井インター通り線	1～2	変更	交通量推計の結果、2車線で交通処理が可能であることから、4車線から2車線に変更を行う。
2	3.3.3	森町袋井インター通り線	3～12	存続	東名と新東名を結び、主要な都市施設と接続するとともに、緊急輸送路に指定されている。また、4車線必要な交通量が生じる見込みであることから、存続とする。
3	3.4.4	袋井駅森線	1～6	存続	袋井と森町、都市拠点間を結び、緊急輸送路や救急医療施設へのアクセスに寄与すること等から存続とする。
4	3.4.5	国本木原線	1～6	存続	磐田と掛川を結ぶとともに、市役所・警察署・消防署等主要な公共施設に、自動車だけでなく、歩行者等がアクセスする道路であることから、存続とする。
5	3.4.7	村松山科線	1～2	存続	道路整備10箇年計画に位置づけられ、液状化可能性の低い地域を通過し、防災拠点にアクセスすることから存続とする。
6	3.4.14	柳原神長線	1～2	存続	高南地区や神長地区の東西交通を処理する道路であり、防災拠点のアクセスや歩行者等の利用に資することから存続とする。
7	3.5.15	田端宝野線	1	存続	道路整備10箇年計画等に位置づけられ、主要な都市施設や交通結節点との連携、歩行者等の利用、公共交通に資することから存続とする。
8	3.6.16	上久能山科上線	1～2	存続	主要南北幹線道路を結び、東名と新東名を結ぶ役割を果たし、歩行者等の利用に資するため存続とする。
9	3.5.18	下山梨春岡線	1	存続	下山梨地区を東西に結び、地区内の円滑な交通処理及び市街地の土地利用促進を図るため、存続とする。
10	3.5.19	深見下山梨線	1	廃止	(都)山梨南通り線に近接し、県道山梨敷地停車場線により、その機能を代替できることから、廃止する。
11	3.5.21	広岡村松線	1	変更	計画された位置と道路区域(現道)との整合を図るため線形変更を行う。
12	3.5.21	広岡村松線	2	廃止	地区内の途中で終点になっており、平行する市道東同笠油山線の整備が行われ、代替性があるため廃止する。
13	3.5.31	川井南線	1	存続	幼稚園・学校、公民館等、防災拠点にアクセスし、歩行者等の利用に資することから存続とする。
14	3.3.32	小笠山公園通り線	1～3	変更	山の法面部分等は、計画された位置と道路区域(現道)と相違があり、整合を図るため区域変更を行う。
15	3.4.33	下山梨上町春岡線	1～3	存続	山名地区内を結ぶ道路であり、土地利用を促進する機能を有している。また本路線の一部は、土地区画整理組合が平成25年2月に設立されたことから、存続とする。
16	3.4.35	山梨中央通り線	1～2	存続	磐田と掛川を結ぶ主要幹線道路であり、北部副次核及び救急医療施設、防災拠点へのアクセス機能を有している。また、歩

					行者の安全と渋滞解消を目的とした、地元組織による検討が行われていることから、存続とする。
17	3.3.37	中遠海岸線	1	変更	東西の円滑な交通処理を図るため必要な道路であるが、交通量推計の結果、2車線で交通処理が可能であることから、車線数変更（4車線→2車線）を行う。
18	3.4.38	中野湊線	1	廃止	磐田市福田地区の市街地を取り囲むように配置された道路の一部であるが、磐田市内の（都）豊浜中野湊線が廃止となり、ネットワークが形成されないことから廃止する。
19	3.4.39	山梨南通り線	1～2	存続	大規模商業施設が立地し、歩行者等の利用に資する道路であることから、存続とする。
20	3.4.40	浅羽東部線	1～6	存続	県道袋井大須賀線のバイパスであり、中心核と南部副次核を結び、防災拠点や丘陵地へのアクセス、工業系の土地利用を促進する機能があることから、存続とする。
21	3.4.41	浅岡岡山線	1～3	廃止	中地区において、県道 磐田掛川線の拡幅が行われ、計画したバイパス構想がなくなった。区間2から3は、県道として機能を果たしているため、廃止する。
22	3.4.41	浅岡岡山線	4	存続	磐田と掛川を結ぶ主要幹線道路であり、歩行者等の利用に資する道路である。また、救急医療施設や、液状化の危険性が少ない地域を通過することから存続する。
23	3.4.42	諸井山の手線	1～3	存続	道路整備10箇年計画に位置づけられた主要幹線道路であり、浅羽西地区から防災拠点へのアクセス、工業系の土地利用促進する機能を有することから存続する。
24	3.4.43	芝東西線	1～2	廃止	市街地形成の機能を有する、補助幹線道路であるが、周辺農用地への市街地拡大や市街地整備を前提に計画したが、農地法の厳格化による農地保全や、人口減少等により市街地拡大が見込めないため廃止する。
25	3.4.44	諸井北小線	1～3	廃止	
26	3.4.45	浅名五十岡線	1	廃止	
27	3.4.45	浅名五十岡線	2	存続	浅羽支所・メロープラザなどの南部副次核と緊急輸送路である県道袋井大須賀線につながる道路であり、防災拠点へのアクセス機能を有するため、存続とする。
28	3.6.47	愛野線	1	変更	周辺土地利用の状況により、片側歩道で対応できることから、幅員及び線形変更を行う。
29	3.4.49	上石野梅橋線	1	廃止	終点から、さらに掛川市地内へ東進する道路構想がなくなり、現道（幅員12m）により、機能を果たすことができることから、廃止する。
30	3.6.50	小野田柳原線	1	存続	駅周辺の円滑な交通体系を図る道路であり、土地利用の促進や歩行者等の利用に資する機能を有することから、存続とする。
31	3.4.54	方丈鷺巣線	1～2	存続	都市計画マスタープランにおいて、市街地環状ルートに位置づけられ、区間2の北側は白地農地であり、市街地形成の機能を有することから存続とする。

32	3. 4. 57	川井山梨線	1～5	存続	袋井市と森町を結ぶ道路であり、市街地形成や防災拠点へのアクセス機能を有するほか、（都）袋井駅森線の混雑緩和・円滑な交通処理を図るため、存続とする。
33	3. 4. 58	山梨商業通り線	1～2	存続	袋井市と森町を結ぶ道路であり、道路整備10箇年計画に位置づけられている。救急医療施設や防災拠点へのアクセス、また、土地区画整理事業等による市街地形成に資することから、存続とする。
34	3. 4. 59	西通新池線	1	存続	道路整備10箇年計画や都市計画マスタープランにおいて広域交流軸として位置づけられている。また、工業系の土地利用促進や防災拠点へのアクセス道路であることから、存続とする。
35	3. 4. 61	駅南循環線	1	存続	駅南口にアクセスする道路であり、土地区画整理事業に向けた地域の検討が行われている。円滑な交通処理及び市街地形成などの機能を有することから存続とする。
36	8. 6. 1	新池堀越線	1	廃止	すでに歩道部が確保され、河川堤防への進入路も確保されているなど、現道による代替性があるため、廃止する。
37	8. 6. 1	新池堀越線	2～4	存続	本路線は、歩行者・自転車の利用に資する道路であり、周辺には代替となる同等規模の自転車歩行者道がないことから、存続とする。
38	8. 6. 2	堀越久能線	1	変更	国道1号バイパス下にあり、高架下は、日光が当たらず、緑の機能を十分に果たせないことから、植栽部分の用地は不要であると判断し、幅員変更を行う。

### 3 方針確定にあたっての留意事項

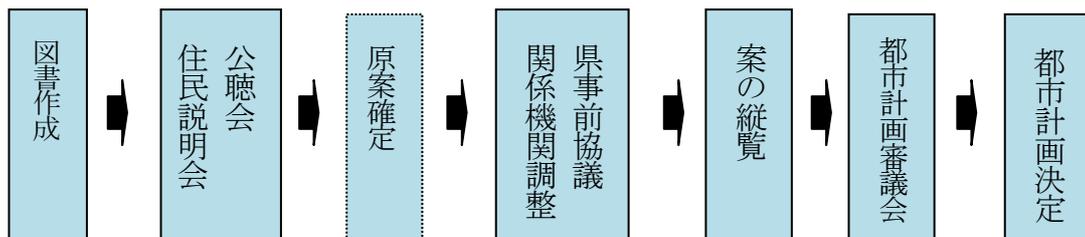
都市計画道路再検証により、浅羽地区については、これまで市街地形成機能を期待されてきた、芝東西線・諸井北小線・浅名五十岡線が廃止されることとなることから、浅羽北地区のまちづくりについて、地域住民とともに検討してまいります。

### 4 今後の予定について

都市計画道路の変更・廃止の方針が示された路線は、みなさんのご意見を踏まえながら、都市計画変更手続きを進めてまいります。なお、これらの路線を全て都市計画変更するには、数年を要すると見込まれます。

詳細については、具体的なスケジュールが整いしだい、お知らせしてまいります。

#### <都市計画変更手続きの一般的な流れ>



※ 都市計画変更のための図書作成から決定までは、概ね1年程度を見込んでいますが、資料作成及び関係機関との調整等により、時間を要する場合があります。